平成３○年○○月○○日

**ＬＰガス自主保安計画書（例）**

○○○販売店

**Ⅰ 保安方針**

　　当店のＬＰガス安定供給に際しての保安方針は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（ＬＰ法）に則り、消費者の生命財産をＬＰガス事故から守ることを第１義と捉え以下のとおりとする。

**１　保安体制・責任と権限の明確化**

　　　当店の保安体制及びその責任と権限は、ＬＰ法に定める「保安業務規程」に基づくものとし、その体制図は別添の「保安体制管理組織図」のとおりとする。

　　① 保安確保の目標と管理

　　　・計画

　　　　安全機器等の設置については、本計画書「２　安全機器等の設置の取組」のとおりとする。

　　　　従業員教育は、有資格者に法定義務講習の受講はもとより、例年一般社団法人千葉県ＬＰガス協会（千Ｌ協）が６月中に開催する「千葉県指定保安講習会」及び千Ｌ協及びＬＰガス関連団体が主催する研修・講習会に積極的に参加させることとする。

　　　　社内従業員教育は、業務主任者が原則月１回開催することとする。

　　　　また、上記研修・講習会参加者はそれを報告書にまとめ、業務主任者に報告し、業務主任者は随時報告会を設け保安確保に努めることとする。

　　　　消費者保安啓発は、本計画書Ⅲ．の２により行うものとする。

　　　・実行

　　　　上記に掲げた教育・研修等の内容及び周知の実績は、記録を残すこととする。

　　　・検討と評価

　　　　業務主任者は、計画と実行に対して検討・評価を行い、その成果を年１回店主に

　　　報告し、随時見直しと改善を行い、その成果を従業員教育の場で周知徹底を図ることとする。

**２　安全機器等の設置の取組**

①　ガス漏れ警報器

　　　　ＬＰ法施行規則第８６条各号に掲げる施設若しくは建築物又は地下室には、所要のガス漏れ警報器を設置する。なお、一般消費者であっても消費者の要望を伺い積極的に導入を図ることとする。

②　漏えい検知装置

一般住宅にはマイコンＳ、集合住宅には漏えい検知装置を設置し、供給管の漏え

いを常時監視することとする。

　　③　集中監視システムの導入

　　　　設置を積極推進し、消費者の要望に応じて導入できる体制を取ることとする。

④　安全装置付きガスコンロ

　　　　消費者ミスによる事故撲滅を図るために全コンロバーナーに立ち消え安全装置、

調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能を搭載したＳiセンサーコンロの導入に

積極的に努めることとする。

⑤　ガス漏れ警報器連動遮断装置

　　　　事故防止の観点から消費者の要望があれば、積極的にガス漏れ警報器連動遮断装

置の導入を図ることとする。

　　⑥　火災警報器又は火災警報器付き複合型警報器

　　　　住宅用火災警報器が義務付けされていることからも、消費者の要望に応じて積極

的に導入を図ることとする。

　⑦　ガス栓カバー等

　　　　使用していないガス栓への設置又は使用しないガス栓のないガス器具への交換を

推進し、消費者の要望に応じて積極的に導入を図ることとする。

**３　予防保全（期限管理）**

①　調整器の定期交換

　　　　経年劣化によるガス漏れ防止の観点から、メーカーの保険有効期間に合わせて定

期交換に努めることとする。

②　高低圧ホースの定期交換

　　　　経年劣化によるガス漏れ防止の観点から、メーカーの保険有効期間に合わせて定

期交換に努めることとする。

③　上記①、②の交換データーは、コンピューターにより管理することとする。

④　老朽化設備・機器の一掃

　　　　上記③による管理を定期消費設備調査、定期供給設備点検、容器交換時等設備点

検や検針時に活用し、期限切れや老朽化設備を確認し経年劣化によるガス漏れ防止

に努めることとする。

**Ⅱ　保安管理体制**

**１　資格者の確保**

　　　ＬＰガスの安定供給、事故防止の観点から従業員に対して調査員、保安業務員、設備士、第２種販売、業務主任者の代理者等の免状取得を奨励し、事故防止に努めることとする。

**２　設備工事**

　　　ＬＰ法施行規則第８７条に定める設備工事をした場合は、ＬＰ法第３８条の３の届出をＬＰ法施行規則第８８条の規定により行い、配管図面等は、ＬＰガス事業を継続している間は保存することとし、ＬＰガス事業を継承する際には、継続事業者に引き継ぐものとする。

　　　一般家庭用の工事図面の保存期間は、上記同様とする。

**３　ＣＯ（一酸化炭素）中毒事故防止対策**

　　　消費者の生命をＬＰガス事故から守るために、燃焼機器は外付けにするよう心掛けることとする。

　　　なお、不完全燃焼防止装置が付いていない屋内設置器具は、千Ｌ協等が作成する各種パンフレットを用い、検針時等に消費者に働き掛け、安全装置付きの燃焼機器に買い替えてもらうよう努力することとする。

　　　特に、排気筒がある場合には、定期消費設備調査の際に、排気筒の腐食、外れ、鳥の巣による閉そく、材料等の異常がないことを確認するとともに、パンフレット等を用いてＣＯ中毒事故防止の啓発を行うこととする。

　　　また、開放式燃焼機器及び半密閉式燃焼器は、消費者の理解を得て外付け、或いは、　　安全装置付きのものに交換することとする。

**４　埋設管の管理**

　　　千Ｌ協作成の「埋設管施工ガイド」を参考にして白ガス管による埋設管がある場合には、その改修を行うこととする。

　　　また、埋設管の維持管理は、千Ｌ協作成の「埋設管維持管理マニュアル」により行うこととする。

　　　なお、埋設管のある消費者に対して年１回以上、消費者及び他工事業者がその敷地で工事や作業を行う場合には、協会作成のパンフレットを用いて埋設管を損傷させないよう注意喚起する。

**Ⅲ　保安業務**

**１　自主的な保安高度化の取組**

①　全消費者に対して、４年定期供給設備点検の頻度は、　　年に１回とし、その結

果を記録し、消費者に通知することとする。

②　全消費者に対して、４年定期消費設備調査の頻度は、　　年に１回とし、その結

果を記録し、消費者に通知することとする。

③　全消費者に対し、月１回以上の頻度でメーターの異常表示の確認をし、記録する

こととする。なお、異常のある場合には、消費者に通知することとする。

④　全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置（前記Ⅰ－２の項目）の有無の調

査を４年に１回の頻度で行い、かつ点検・調査票の安全装置の調査項目に記録する

こととする。また、その結果を消費者に通知し、説明することとする。

**２　消費者保安啓発活動**

①　千Ｌ協作成の周知パンフレットをⅠ－１のとおり毎年配布するとともに、卸売事

業者作成の保安啓発パンフレットを毎年　月に配布し、保安啓発を行うこととする。

②　１０月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動は、ＬＰガス安全委員

会作成のポスターを掲示することとする。

③　高齢者　、障害者世帯等に対する特別な保安活動

　　　　顧客管理に努め、高齢者・障害者世帯を把握し、上記各種パンフレットをより丁寧に説明しながら手交し、保安啓発を図ることとする。また、配送時には、ポストへの郵便物、新聞等の残り具合を必ず見るようにし、その近況を把握することに努めることとする。

④　リコール対象品への対応

　　　　経済産業省のリコール情報を定期的に確認するなどし、所有者情報を有している場合にはメーカーに情報提供する等の協力に努めることとする。

⑤　長期使用製品安全点検制度への協力

　　　　消費者に制度の内容を周知するとともに、同意を得て代行記入をするなど、対象になっているＬＰガス機器の所有者票の回収率の向上に努めることとする。

**Ⅳ　自然災害対策**

　　災害発生時に備え、千Ｌ協が作成した「改訂：災害対策マニュアル」を参考に次の対

策をとることとする。

①　ガス放出防止型高圧ホース又はガス放出防止器の設置を推進する。

②　容器への鎖又はベルトの２本掛けを推進する。

また、協会（支部）並びに行政が開催する防災訓練には、積極的に参加し、災害発生時

に備えることとする。

平成○○年○○月○○日現在

**保安体制管理組織図**

**（指揮命令・緊急連絡網）**

**千葉県防災危機管理部**

**産業保安課**

**043-223-2729**

**043-223-2736**

**千葉○○消防署**

**043-27○-0119**

**業務主任者**

**千葉　○夫**

**043-47○-○○○○**

**090-333○-○○○○**

**千葉○警察署**

**043-27○-0110**

**業務主任者代理者**

**船橋　○△**

**043-47○-○○○○**

**090-333○-○○○○**

**市川　□○**

**員**

**松戸　○◇**

**業**

**野田　△△**

**従**

**柏　　◇○（宿直）※**

※　会社内施設にて宿直

　　○○販売店

043-○△◇-○○○○